

# ○開発行為に伴う許可・協議一覧表

担当課	法律名	土地取引		土地開発				備考
		全地目	農地	1,000㎡未満	1,000㎡以上	3,000㎡以上	10,000㎡以上	
総務課 022-359-5500	01. 消防法			消防法に基づく消防防災施設の設置が必要。				設置に係る協議は 黒川消防署 022-345-4161
農政商工課 022-359-5503	02. 農業振興地域の整備に関する法律		農用地区域内の農地で農地法第4条、第5条の許可を必要とする土地取引の場合は、町長と協議のうえ区域除外の申請を行い県知事の許可が必要。	開発区域に農用地区域が含まれている場合は、町長と協議のうえ区域除外の申請を行い、県知事の許可が必要。				
	03. 森林法			森林の立木竹の伐採を行う者は、町に届出が必要。		地域森林計画対象民有林で10,000㎡以上の開発を行う場合は県知事の許可が必要。(太陽光発電施設設置の場合は、5,000㎡)		1,000㎡以上の開発を伴う場合は、事業計画書、計画平面図、隣接土地所有者同意書等の関係書類を添付のうえ届出。県への回答に町の同意条件を付すこと(林地開発)
農業委員会 022-359-5517	04. 農地法		現況農地の所有権の移転を行う場合は農業委員会の許可が必要。または、転用を伴う場合は、農業委員会を経由のうえ、県知事の許可が必要。	開発区域に現況農地が含まれる場合は、農業委員会を経由のうえ、県知事の転用許可が必要。				
町民課 022-359-5504	05. 大郷町公害防止協定条例			協議の結果に基づいて町長が必要と認めるときは、町と事業者及び指定施設の設置地区等の代表者との3者間で公害防止協定を締結が必要。				
	06. 産業廃棄物			事業に伴って排出される産業廃棄物の運搬及び処理に当たっては、保健所長への届出が必要。なお、産業廃棄物の運搬及び処理は許可業者に限る。				
	07. 合併浄化槽(企業)			浄化槽の設置に当たっては、町への届出が必要。				
社会教育課 022-359-2982	08. 文化財保護条例			文化財指定されている箇所については、県との協議が必要。				
財政課 022-359-5501	13. 大郷町公共物管理条例			開発区域内に法定外公共物(赤道、青線)が含まれている場合で、当該公共物の占用及び形状変更等を行う必要がある場合は、町長の許可が必要。				

地域整備課 022-359-5508	09. 道路法			開発により道路法が適用されている公共物の占用等が必要な場合は、該当公共物管理者の許可が必要。			
	10. 大郷町上水道事業給水条例			給水装置を設置しようとする者は、町長の承認が必要。また、開発に係る設置については費用負担等を事前に協議し、町長の同意が必要。			
	11. 大郷町下水道条例			排水設備を設置しようとする者は、町長の確認が必要。			
	12. 大郷町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例			浄化槽の設置に当たっては、町への届出が必要。			
まちづくり政策課 022-359-5537	14. 公有地拡大推進法	都市計画区域内の土地取引面積が10,000㎡以上である場合、町へ届出が必要。 (契約予定日の3週間以上前)					
	15. 国土利用計画法	都市計画区域内の土地取引面積が5,000㎡以上である場合は、町を経由し県に届出が必要。区域外は10,000㎡以上。 (契約日から2週間以内)	農地法第3条による許可を受けた土地取引については、適用除外。(耕作目的の売買、賃借)				10ha以上の土地取引及び2haの農地を含む土地取引について、事前に県知事の指導を受けること。(大規模土地取引等における事前指導要綱)
	16. 採石法			採石業を行おうとする者は、区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。 採石業者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、岩石採取場の所在地を管轄する知事の認可が必要。			県への回答に町の同意条件を付すこと
	17. 工場立地法			敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場等の建設については、着工の90日前までに届出が必要です。また、一定面積以上の緑地面積等の確保が必要。			対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業
	18. 都市計画法				都市計画区域内で主として建築物及び特定工作物の建設の用に供する目的で3,000㎡以上の開発を行う場合、県知事の許可が必要。		県への回答に町の同意条件を付すこと
	19. 防災調整池設置指導要綱				7,000㎡以上の土砂採取を伴う開発行為を行う場合、町との協議が必要。	10,000㎡以上の開発行為を行う場合、県との協議のうえ、許可が必要	該当開発行為の許可又は認可担当部局
	20. 特定都市河川浸水被害対策法				開発行為により1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為となる場合、県との協議うえ許可が必要		
21. 大郷町開発指導要綱				1,000㎡を越える開発行為(エコ発電事業にあつては、出力10kw以上)については、事前協議願書を町長に提出し同意を得ること。			